

サービス提供責任者 ～業務範囲と業務別解説・加算解釈～

訪問介護サービスの統括の役目を果たするのがサービス提供責任者です。ご承知の通りサ責は本来の業務のみならず、ヘルパーのスケジュール調整、指示、管理など多忙を極めています。また全サービスの中で20分未満の身体介護の考え方など細かい運営基準が規定されているのがこのサービスの特徴です。特に各介助における所要時間に関して算定ルールの考え方についてあやふやになっている方も多いのではないのでしょうか。

このセミナーでは、サ責の業務範囲、サービス行為ごとの区分、リスクマネジメント、各業務について解説を進めていきます。また管理者として知っておかなければならない社会資源、加算解釈、総合事業についても噛み砕いて解説を進めていきます。また来年の改正について今現在分かっている事項についても触れていきます。

この機会にサ責の業務について見直しませんか。

開講日時	【北九州】(第1回)平成30年1月15日 (第2回)1月31日 【福岡】(第1回)平成30年1月12日 (第2回)1月22日 【熊本】(第1回)平成30年1月19日 (第2回)1月26日 両日とも10:30～16:00		
講師	白石 均 【福岡シティ福祉サービス代表】		
会場	【熊本】熊本県総合福祉センター【熊本市中央区南千反畑町3-7】 【北九州】ウェルトとばた【北九州市戸畑区汐井町1-6】 【福岡】福岡市健康づくりサポートセンター【福岡市中央区舞鶴2-5-1】 会場は変更する場合があります		
定員	各20名	時間	10:30～16:00
受講料	1回につき5,000円		



講師略歴

社会福祉士
福岡シティ福祉サービス代表
社団法人・日本社会福祉士会会員
福岡市介護認定審査会委員

◆受講内容

第1回

- ・サービス提供責任者とは
- ・研修について
- ・サービス提供責任者の責務一覧
- ・サービス行為ごとの区分
- ・同行訪問について
- ・事業所内におけるコーディネート業務
- ・総合事業とケア会議サービス提供の流れ
- ・各業務についての説明
 - (1) 介護保険請求
 - (2) 介護計画、モニタリング

第2回

- ・各業務についての解説(続き)
 - (3) 利用者・家族とのかかわりについて
 - (4) 説明責任について
 - (5) コンプライアンスと法令順守
 - (6) サービス担当者会議
 - (7) 高齢者関連法規
 - (8) 介護保険制度について
- ・総合事業について
- ・加算解釈と算定根拠
- ・H30改正について

1968年6月20日 岡山県生まれ
近畿大学大学院・産業技術研究科
修了後、大手学習塾にて講師・教
務に携わる。

1998年以降13年間、ケアプラン
センターにて給付管理業務、有料
老人ホーム・デイサービスセンタ
ーにて生活相談業務、介護保険請
求業務に携わる。

2012年5月、福岡シティ福祉サ
ービス設立。介護請求代行・職員
研修を主な業務としている。
業務経験談を交えた講義はレジ
ュメとともに分かりやすいと定
評がある。

【主な実績】

- ・通所介護&リハ
 - ・ケアマネジメント(日総研)
- 以上執筆

セミナー内容は前後する場合があります。

●お申込み・お問合せ●

申込フォーム、E-Mail、お電話などでお申し込みください。
ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

福岡シティ福祉サービス

～(株)東京シティ福祉サービスフランチャイズ加盟店～

〒819-0005 福岡市西区内浜114-13 カイザー姫浜201

Tel 092-883-9144 Fax 092-883-1142 E-mail: fukuoka-fukushi@pro.odn.ne.jp



**FUKUOKA CITY
WELFARE SERVICE**